

## 産業分類検討チームのとりまとめ（改定内容及び課題）

## 1. 今回改定の主な内容

## (1) 一般原則の改定

## ● 「分類の基準」の修正 ※前回改定時の課題事項への対応

現行の「分類の基準」は、需要側と供給側の概念が混在していることや、記述に不明瞭な点があることなどが産業分類検討チームにおいて課題認識された。

過去の経緯や国際標準産業分類の記載内容を参考にしながら、供給側の視点を明確にし、生産活動におけるインプット及び生産プロセスの類似性を優先させることを示すため、(1)及び(2)で記述し、最後の(3)で需要側の視点による基準を記載するかたちに修正。

## &lt;改定案&gt;

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）【P】

## ● 「事業所の定義」の修正 ※第Ⅲ期公的統計基本計画における課題事項への対応

専従の役員・労働者等が存在しない法人等（いわゆるペーパーカンパニー。以下、「ペーパーカンパニー」という。）であっても、登記上の所在地及び役員等が存在すると考えられることから、概念的には日本標準産業分類における事業所の要件である「人及び設備」を満たすことが可能であると考えられるが、現行の日本標準産業分類にはその点が明示されていない。

「人及び設備」の要件との整合及び統計調査の実査可能性の観点から、法人登記を要件とすることで、ペーパーカンパニーを事業所に含めて取り扱うことができるよう修正を行った。

このほか、個々の事業所を識別する指標としての「構内」、「区画」、「経営主体」、「経営帳簿」の関係を明確にするため等の修正を行った。

## (2) 分類項目の新設等

## 【大分類E-製造業】

## ● 細分類「醸造酒類製造業（果実酒，清酒を除く。）」、「蒸留酒類製造業」、「混成酒類製造業」

→ 酒税法の課税上の分類である「酒類」が、原料や製造方法により4区分とされたことに伴い、現行「果実酒製造業」及び「蒸留酒・混成酒製造業」の分割等により、上記細分類を新設。

## ● 細分類「電気炉・電熱装置製造業」

→ 2050年カーボンニュートラルに向けて、燃焼炉から電気炉への転換を見据えた業界動向を正確に把握するため、現行「その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む）」から分割して新設。

#### 【大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業】

- 細分類「発電業」、「送配電業」、「電気小売業」、「電気卸供給業」
  - 電力システム改革において電気事業法(昭和39年法律170号)が改正され、電力小売が全面自由化されたことに伴い、電気事業者の類型が「発電事業」、「送配電事業」、「小売電気事業」に大別されたことから、現行の事業実態に即して細分類を新設。
- 細分類「ガス小売業」
  - 「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正に伴い、ガス事業者の類型が「生産(製造事業)」、「供給(導管事業)」、「販売(小売事業)」に大別されたことから、現行の事業実態に即して細分類を新設。

#### 【大分類H-運輸業, 郵便業】

- 細分類「レッカー・ロードサービス業」 ※前回改定時の課題事項への対応
  - 道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない公共的・社会的役割を担っており、昨今の災害への対応、国際標準産業分類の記載内容、24時間体制による社会への貢献等を踏まえ、今後、産業の状況を把握する必要があるため新設。

#### 【大分類I-卸売業, 小売業】

- 中分類「56 各種商品小売業」の再編に伴い、小・細分類「ワンプライスショップ」を新設したほか、「百貨店」、「総合スーパー」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」については、既存の細分類を分割または移動した上で、小分類を設定。
  - 「専門店」と「非専門店」の分類項目を整理するため、生産過程や生産技術の類似性の観点、国際比較可能性の向上、統計調査による実態把握の向上のため、現行産業分類において非専門店に該当する百貨店<sup>(注)</sup>、総合スーパー<sup>(注)</sup>、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターを中分類「56 各種商品小売業」に集約し、それぞれ小分類を新設。

ワンプライスショップについては、現行産業分類において特定の分類項目に位置づけられておらず、複数の細分類に渡って分類されている状況である。事業所数は一定以上存在すると考えられ、中分類「56 各種商品小売業」の再編の一環で新設。

(注) 現行産業分類では細分類「百貨店, 総合スーパー」として1つの分類項目となっているものを「百貨店」と「総合スーパー」に分割する。

- 細分類「食料品スーパー」及び「その他の食料品小売業」
  - 食料品スーパーは、消費者の利用頻度が高く、有事の際にも国民へ必要不可欠な食品の安定供給を担う重要な産業であることから、現行「各種食料品小売業」を「食料品スーパー」と「その他の食料品小売業」に分割して、食料品スーパーの実態を示すことが、政策上また統計上において重要であるため新設。

#### 【大分類M-宿泊業, 飲食サービス業】

- 小・細分類「施設給食業」
  - 現行の産業分類では、フードデリバリーを行う事業所について単独の分類項目が存在していない。コロナ禍を背景としたフードデリバリー市場の拡大や、

今後の施策検討時の基礎データとして把握する必要性を踏まえて新設。

【大分類O-教育，学習支援業】

● 細分類「義務教育学校」

→ 平成27年の「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の改正により、「義務教育学校」が創設されたため。

【大分類P-医療，福祉】

● 細分類「介護医療院」

→ 平成29年の介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、新たに「介護医療院」が創設されたため。

【大分類R-サービス業（他に分類されないもの）】

● 細分類「ペストコントロール業」

→ 害獣や害虫の防除・駆除、細菌やウイルスの消毒、衛生管理を行うペストコントロール業については、現行日本標準産業分類では該当する分類項目がない等、実態把握に支障があり、今後の公衆衛生の一分野として状況を把握する必要があるため新設。

(3) 項目名の変更（主なもの）

● 小分類「建物サービス業」→「建物等維持管理業」

サービスの対象に建物以外のものが含まれること及び「サービス」が何を指すのかを明確にするため修正。

● 細分類「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」→「でんぷん糖類製造業」

でんぷん由来の糖類である果糖を当該分類の範囲に加えたことによる修正。

● 細分類「調剤薬局」→「薬局」 ※前回改定時の課題事項への対応

「調剤薬局」は、法令に基づく名称ではないため、薬機法<sup>(注)</sup>において定義されている「薬局」へ項目名を修正。

(注)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」の略称

(4) 内容例示の追加等（主なもの）

● 「古材卸売業」→細分類「再生資源卸売業」に追加

古材のリユースは、循環型社会の形成やSDGsの達成にも関わる取組として近年注目されていることから、古材の経済実態を適切に把握できるようにするため、産業分類におけるその位置付けを明確化。

● 「電気自動車向け充電スタンド」、「水素燃料電池自動車向け水素ステーション」

→細分類「燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）」に追加

今後の電気自動車及び燃料電池自動車の市場拡大を見据えて、内容例示を追加。

● 「暗号資産交換業者」→細分類「その他の補助的金融業」に追加

「資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）」が改正され、暗号資産交換業が法で規定されたことから、日本標準産業分類におけるその位置付けを明確化。

## 2. 今回改定における課題

以下の事項については、産業分類検討チームでの審議において、引き続き検討を要する等とされたものであり、次回改定を含めて引き続き検討を行うものとして、課題として掲げることとしたい。

課題事項	課題となった理由・経緯等
生産技術の類似性の観点からの見直し <small>※第Ⅲ期公的統計基本計画における課題事項への対応</small>	産業分類検討チームにおいては、生産技術の類似性を適用するに当たっての考え方の整理（分野別）や試行を行った上で、課題の整理を行ったことから、次の段階として、これらを踏まえた分類項目の見直しを行う必要がある。
発電業の電源種別による細分類設定	産業分類検討チームによる改定案は、法改正に伴う分類項目の新設を提案するものであるが、他方、経済統計の改善の観点から供給側の視点に基づく電源種別の細分類設定に向けて引き続き検討が必要であり、今後の検討に当たっての課題を検討チームにおいて明確化した。
管理、補助的経済活動と同一企業内の事業所間取引の取扱い <small>※前回改定時の課題事項への対応にも関連</small>	現行の補助的経済活動は、範囲が国際基準よりも狭く、その範囲に限定している理由が明確になっていない。また、各中分類に分類項目を設定している点においても、国際基準と異なっている。主に国際基準との整合の観点から、見直しの検討が必要。
細分類項目の構成の見直し	分野によって細分類設定の粒度が異なり、不均衡が生じている。特に小売業や飲食店の細分類については、一部、細かすぎる設定となっているほか、項目設定の基準が不明瞭であるため、生産技術の類似性の観点による見直しの検討も踏まえながら、分類体系について根本的な見直しが必要。
3PL サービスの新規立項	3PL サービスについては、実態把握が困難であることに加え、事業形態が多様であることから統一的に定義した上で特定の産業に位置づけることが現状困難であるとして新設が見送られたが、生産物分類では3PL サービスを設定していることを踏まえ、第15回改定時の検討課題とする。
中分類「インターネット付随サービス業」の見直し	大分類G-情報通信業の中分類「インターネット付随サービス業」については、今般の検討では内容例示を中心に変更を行うこととなったが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、第15回改定時の課題として検討することも考えられる。
ファブレス企業の取扱い	国際標準産業分類の改定において製品の企画や設計に関連する知的財産の所有権を持つ場合は製造業に分類するとの検討が行われていることから、今後の国際標準産業分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、第15回改定時の課題として検討することも考えられる。
無店舗小売業の取扱い <small>※前回改定時の課題事項への対応にも関連</small>	現行日本標準産業分類では、インターネット販売と無店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、中分類「無店舗小売業」については、今後の国際分類の動向や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、第15回改定時の課題として検討することも考えられる。

## 日本標準産業分類第14回改定の検討に当たっての課題

## 1 前回改定時（第13回）の課題事項

## ① 「分類の基準」の妥当性の検討

「分類の基準」として3つの基準（以下の(1)～(3)）を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類の記載内容と比較してその妥当性を検討する。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類（用途，機能等）
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法（設備，技術等）
- (3) 原材料の種類及び性質，サービスの対象及び取り扱われるもの（商品等）の種類

② 第12回改定時（2007（H19）年）に追加された「無店舗小売業（ネット販売）」及び「管理・補助的経済活動を行う事業所」について、2016（H28）年経済センサス-活動調査の結果における問題点の把握と検証<sup>（注）</sup>

## ③ 「調剤薬局」の分類項目名の検討

法令に基づく名称ではない「調剤薬局」という分類項目名について、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

## ④ 「レッカー車業」の新規立項の検討

（注）課題を踏まえ、2012（H24）年と2016（H28）年における経済センサス-活動調査のデータを用いて問題点の有無の把握を行ったところ、当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかった。その旨を産業分類検討チームで説明し、了承された。

## 2 第Ⅲ期公的統計基本計画における課題

## ① 生産技術の類似性の観点からの見直し

生産技術の類似性による基準に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた日本標準産業分類の見直しを行う。

## ② 専従の役員・労働者等が存在しない法人等の扱いの検討